



私たちは、見た目やしぐさなどから、「男性」「女性」の性区分や「男だから女が好き」「女だから男が好き」といった恋愛の組合せを決めつけて考えがちです。

しかし、姿、価値観、感情などが人によって異なるように、「性」も多様で、単純なものではありません。そして、個人の尊厳にかかわる大切な問題です。

誰もが自分の「性のあり方」を尊重され、自分らしく生きることのできる社会をみんなで築いていきましょう。

I

多様な「性」

「性のあり方」はさまざま

「性」と一言でいっても、「からだの性」「こころの性」「好きになる性」などによって、性のあり方はさまざまです。

● **からだの性：生物学的な性（Sex：セックス）**

性染色体（XY、XXなど）、内・外性器の態様などから、生物学的な性が決定します。客観的な事実を基に識別した場合の性です。

● **こころの性：性自認（Gender Identity：ジェンダーアイデンティティ）**

自分が自分の性をどのように認識しているのか、どのようなアイデンティティ（自己同一性）を自分の感覚として持っているか、ということです。

男性、あるいは女性と認識している人もいれば、からだとこころの性が一致していないと認識している人（トランスジェンダー）、どちらにも当てはまらないという人もいます。子どもの頃に、からだとこころの性が一致していないと感じても、成長とともに感じなくなる人もいます。

● **好きになる性：性的指向（Sexual Orientation：セクシュアルオリエンテーション）**

自分が恋愛・性愛の対象とするのは、男性なのか、女性なのか、あるいは男性と女性の性別に関わりなく性的魅力を感じ、恋愛対象とするのかということです。

※性的指向と性自認に「性別表現」（自分の性をどのように表現するか：Gender Expression（ジェンダーエクスプレッション））を合わせて、「SOGIE（ソジー）」と表記されることがあります。

「LGBT」とは

LGBT（エル・ジー・ビー・ティー）とは、レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダーの頭文字をとって組み合わせたものです。

LGBT以外にも、男性・女性どちらに対しても恋愛感情を抱かない人（アセクシュアル（A：Asexual））、「こころの性」を男性・女性のいずれとも明確に認識していない人（エックスジェンダー（X：Xgender））や、自身の性を決められない・分からない人（クエスチョニング（Q：Questioning））など、さまざまな人がいます。

（LGBTにこれらの人を加え、「LGBTQ」や「LGBTQ+」と表記されることもあります。また、これらに該当する人はLGBTQも含めて人口の約8%^{※2}や約9%^{※3}いるともいわれていますが、人口に占める割合が少ないことから、性的マイノリティと言われるといわれることもあります。）

※1：トランスジェンダーのすべてが必ずしも性別適合手術など、医学的な処置を望んでいるわけではありません。

からだの性の違和感がある度合いは様々で、こころの性に合わせた服装にすることで、心が落ち着く人もいます。

※2：2016年（平成26年）博報堂DYグループLGBT総合研究所調べ

※3：2020年（令和2年）電通ダイバーシティ・ラボ調べ

Lesbian 女性の同性愛者（女性で女性が好きの人）	レズビアン	性的指向
Gay 男性の同性愛者（男性で男性が好きの人）	ゲイ	
Bisexual 両性愛者（同性も異性も好きになる人）	バイセクシュアル	
Transgender からだとこころの性が一致しないため、からだの性に違和感を持ったり、こころの性と一致する性別で生きたいと望む人	トランスジェンダー※1	性自認

同性愛・両性愛は精神疾患（病気）ではありません。

かつて、同性愛は異常であり、病気であるとされたことがありました。

しかし、WHO（世界保健機関）では、1992年（平成4年）に「同性愛はいかなる意味においても治療の対象とはならない」と、精神的な疾患や心身の異常ではないことを宣言しました。

人は、それぞれの性的指向を持っています。性的指向は“嗜好”ではなく、“指向”です。自分の意思で選択したり修正したりできるものではなく、自然の感情であり、自分の意思で決めるものというよりは、成長とともに気づくものであるといえるでしょう。

性同一性障害とは

性同一性障害とは、トランスジェンダーの中で、医療機関を受診し、「からだの性」と「こころの性」が一致しないと診断された人々に対する医学的な疾患・診断名です。

2004年（平成16年）7月「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行され、性同一性障害の人のうち一定要件を満たす場合、家庭裁判所の審判を経て、戸籍上の性別標記の変更が認められるようになりました（2008年（平成20年）6月一部改正）。

なお、2013年（平成25年）5月にアメリカ精神医学会が診断名の改訂を発表したことを受け、2014年（平成26年）6月、日本精神神経学会は、“性同一性障害”から“性別違和”へ日本語訳の名称を変更した、という動きもあります。また、2019年（令和元年）にはWHOがICD-11（国際疾病分類）で性同一性障害を精神疾患の枠組みから外し、「性の健康に関する状態」という分類の「Gender Incongruence」（仮約：性別分別）に変更することを決定しています。

II

生きづらさを抱えて

LGBTなどの中には、偏見の目を向けられたり、不当な扱いや差別を受けたり、さまざまな悩み・生きづらさを感じている人、差別や偏見を恐れて打ち明けられずに苦しんでいる人がいます。

また、このような状況では自分自身を肯定的にとらえられず、将来への展望を持ちにくくなってしまいます。差別やいじめ被害の経験も多く、自殺を考える人の割合が高い、という調査結果もあります。

III

多様性が認められる社会へ

一人ひとりの違いを認め合い、違いによって差別されることのない多様性が認められる社会は、誰にとっても生きやすい社会です。このような社会をめざし、できることから取り組んでいく必要があります。

さまざまな取組が始まっています

2014年（平成26年）12月に改正されたオリンピック憲章には、性的指向を理由とする差別の禁止が盛り込まれました。2020年（令和2年）には東京オリンピック・パラリンピックでも、「多様性と調和」の理念の下にジェンダー平等の推進が図られており、社会全体で性の多様性に関する理解を深め、偏見や差別を解消していくことが強く求められています。

こうした流れの中で、学校では、例えば性別に違和感のある子どもに自認する性別の服装を認めるなど、配慮をする取組が始まっています（2016年（平成28年）4月「性同一性障害や性的指向に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について（教員向け）」文部科学省通知）。県内でも令和4年（2022年）4月から、野洲市の中学校で制服を性別に関係なく選択できるようになるといった事例があります。また、企業でも多様な人材に活躍してもらうため、研修会など様々な取組が始まっています。



一人ひとりができること

●正しい知識を持ちましょう。

差別的な言動を見かけたら、周囲の人と一緒に笑わない、同調しないことだけでなく、差別的な言動などは間違っていると、毅然と指摘することも時には必要です。そのためには、多様な「性」について正しい知識を身につけ、理解しておくことが大切です。

●カミングアウトされることがあれば、本人の気持ちを大切にしましょう。

もし、「レズビアンなんだ…」「トランスジェンダーなんだ…」と、打ち明けられることがあれば、それはあなたを信頼しているという証ですので、まずは真摯に本人の話を聴くことが大切です。

その上で、「話してくれてありがとう。困ったことがあれば支えるよ。」と、「一人ではない」ということをぜひ伝えてください。

●アウティングは人権侵害です。

アウティングとは、本人の許可なく他人に性的指向や性自認などの個人の秘密を暴露することです。SNSに書き込むなどにより、暴露すること含めます。

自分の性的指向や性自認などを他人に知られたくない人にとって、アウティングは重大な人権侵害です。本人の了解なしに、決して他人には話さないようにしましょう。

カミングアウトとは…

「自分の性的指向や性自認などについて告白したり、公にすること」です。

カミングアウトは、自分の性のあり方を受け入れ、肯定する過程でもあり、自分らしく生きていくための手段の一つです。しかし、いつ、誰に、どのように伝えるかは、本人が決めることであり、周囲の人がカミングアウトを強要するようなことは、決してあってはなりません。

参考文献

「みんなが自分らしく～性の多様性を考える～」

性的指向・性自認・性別表現

発行者：公益財団法人人権教育啓発推進センター

発行年：2019年3月

■ LGBTなどに関する事柄で、人権上、特にどのようなことが問題だと思いますか。(3つまで選択)

令和3年度・平成28年度 人権に関する県民意識調査(滋賀県人権推進課)

